

ID: 200

担当部署: 健康福祉部 こども未来課 子育て支援係

処分の概要	受給資格証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則 第8条		
例 規 番 号	平成18年規則第86号		
【根拠条文】 (受給資格証の再交付等) 第8条 対象者は、受給資格証を、損傷又は亡失したことにより、受給資格証の再交付を受けようとするときは、乳幼児等医療費受給資格証再交付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	年 月 日